

文部科学省における主な日本語教育関連施策

I 「生活者としての外国人」等に対する日本語教育関連施策

<審議会等における検討>

① 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

文化審議会国語分科会において『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案（平成 22 年 5 月 19 日）』及び『標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック（平成 23 年 1 月 25 日）』の取りまとめを行い、日本語教育機関・団体に周知。現在、標準的なカリキュラム案の内容を踏まえた教材例集と、能力評価について検討中。

② 日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議

日本語教員等の養成・研修カリキュラムの実態を明らかにするための調査を行い、日本語教員等として求められる資質能力と養成・研修カリキュラムの課題の整理等を行っており、今年度末までに報告書の取りまとめを行う予定。

<事業>

① 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（資料 2－2, p 1）

【文化庁国語課】(H19～)
H24 政府予算案 195 百万円
H23 予算額 195 百万円

平成 23 年度は、「生活者としての外国人」のための日本語教室設置運営（114 件）、退職した教員等や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成（44 件）、一定の経験を有するボランティアを対象とした実践的研修（41 件）を委託により実施するとともに、地域日本語教育コーディネーター研修を実施。

平成 24 年度は、「標準的なカリキュラム案」等の活用による日本語教室の設置、人材の育成、教材の開発や、地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組を行う予定。併せて多文化共生社会実現に向けた地域日本語教育推進体制とはどうあるべきか等、今後の日本語教育の体制整備に資する実践的な調査研究を実施する予定。

② 条約難民等及び第三国定住難民に対する日本語教育（資料 2－2, p 2, 3）

【文化庁国語課】(S55～)
H24 政府予算案 32 百万円
H23 予算額 35 百万円

条約難民等に対する定住支援事業の一環として、通所式施設において日本語教育を実施するとともに、ボランティア団体等に対する支援や通所式施設を退所した難民からの日本語教育相談を実施。

また、平成 22 年度からパイロットケースとして受け入れている、ミャンマー人の第三国定住難民に対して日本語教育を実施。平成 23 年度からは通所式施設を退所した難民からの日本語教育相談を実施し、難民の定住化の促進を図るとともに、通所式施設における日本語教育の効果についての調査・検証を実施。

* 委託先：(財)アジア教育福祉財団難民事業本部 (RHO 支援センター)

③ 文化庁日本語教育大会

【文化庁国語課】(S51～)
H24 政府予算案 1.6 百万円
H23 予算額 1.6 百万円

日本語教育の水準向上と日本語教育の推進を図るため、日本語教育に係る研究協議を行う「文化庁日本語教育大会」を毎年開催。

④ 都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

【文化庁国語課】(H20～)
H24 政府予算案 0.8 百万円
H23 予算額 1.2 百万円

都道府県、政令指定都市、中核市、外国人集住都市及び各地の国際交流協会の日本語教育担当者を対象に、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を実施。

⑤ 日本語教育実態調査

【文化庁国語課】(S42～)
H24 政府予算案 3.3 百万円
H23 予算額 3.3 百万円

日本語教育の現状と、日本語教師養成・研修の現状を明らかにするため、大学、地方公共団体、国際交流協会、NPO 法人などを対象とした、日本語教育に係る実態調査を毎年実施。

⑥ 諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究（資料2－2, p 4）

【文化庁国語課】(H23～)
H24 政府予算案 2.1 百万円
H23 予算額 6.7 百万円

定住外国人の増加する我が国における日本語教育関連施策等の立案推進のための基礎資料とするため、移民受け入れの先進国・地域における外国人に対する自国語教育・普及施策等の最新の状況について調査を実施。平成 23 年度は、韓国・中国・台湾について調査を実施。

II 外国人学校に通う外国人の子どもに対する日本語教育関連施策

<事業>

① 定住外国人の子どもの就学支援事業

【大臣官房国際課】(H21～23)
H21 補正予算額 3,726 百万円

昨今の景気後退により、不就学等になっているブラジル人等の子どもに対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場（「虹の架け橋教室」）を外国人集住都市等に設け、公立学校への円滑な転入等が出来るようとする。

また、ブラジル人等の子どもを中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進する。

<審議会等における検討>

① 国際交流政策懇談会

平成 23 年 3 月に取りまとめられた「国際交流政策懇談会 最終報告書」において、事業の評価・検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、効果的・効率的な事業として継続することの必要性が言及されている。

III 公立学校に通う外国人児童生徒に対する日本語教育関連施策

<事業>

① 義務教育諸学校における外国人児童生徒への日本語指導の充実のための教員配置

【初等中等教育局財務課】(H4～)

H24 政府予算案 1,559,694 百万円の内数
H23 予算額 1,566,649 百万円の内数

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、日本語指導が必要な外国人児童生徒等のための加配定数を措置。（定員数から算定される教員の給与費の1/3を国庫負担。）（H24 政府予算案においては、100人の改善を図ることとし、総数1,385人を計上。H23 予算1,285人）。

② 帰国・外国人児童生徒受入促進事業（資料2-2, p5）

【初等中等教育局国際教育課】(H19～)

H24 政府予算案「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 8,516 百万円の内数
H23 予算額 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 9,450 百万円の内数

入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室（プレクラス）の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援。

③ 外国人児童生徒の総合的な学習支援事業（資料2-2, p6）

【初等中等教育局国際教育課】(H22～)

H24 政府予算案 8 百万円
H23 予算額 7 百万円

外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導を、関係者が最大限効率的・効果的に行うことができるような環境づくりを支援することを目的とした総合的な事業を実施。

【具体的内容】

3か年（H22年度～H24年度）

- ・学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発
- ・日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発

1か年（H22年度）

- ・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの作成
：「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成23年3月）を全都道府県・市町村教育委員会等に配布。文部科学省ホームページにも掲載
- ・地域の実践事例の集約と提供
：情報検索サイト「かすたねっと」を平成23年3月30日から公開開始

④ 日本語指導者等に対する研修の実施

【初等中等教育局国際教育課、教職員課】(H5～)

運営費交付金の内数

H24 政府予算案 1,025 百万円
H23 予算額 1,123 百万円

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（年1回、4日間、110名程度）

⑤ 外国教育施設日本語指導教員派遣事業(DEX プログラム) (資料2-2, p 7)

【初等中等教育局国際教育課】(H2~)

H24 政府予算案 8 百万円

H23 予算額 8 百万円

外国の地方公共団体等からの日本語教育に対する協力要請に基づき、姉妹都市提携等による交流（地域間交流）を行っている地方公共団体と協力して、我が国の中・高等学校教員を約4ヶ月の国内における事前研修を含めて2年間、海外の日本語教育を実施している中等教育施設等に派遣し、日本語教育や教育・文化交流活動を実施。平成23年度までに375人を派遣。

(費用負担) 【文部科学省】事前研修関連経費、【総務省】派遣教員給与費（特別交付税措置）、
【外国の地方公共団体】赴任旅費、住居・在勤基本手当

※ ⑤の施策は、「日本の公立学校に通う外国人児童生徒」に対するものではなく、「外国の中学校・高等学校等に通う生徒」に対するもの。

<審議会等における検討>

① 中央教育審議会初等中等教育分科会

同分科会において、平成22年7月26日にとりまとめられた「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」で、外国人児童生徒にきめ細かな指導を行うことができるよう、日本語指導を行う教職員定数の改善が必要な旨提言。

② 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(文部科学副大臣主催会議)

本年6月に設置した同会議の中間とりまとめ（9月）において、当面充実が必要な加配定数の一つとして、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する加配を明記。

③ 中央教育審議会

「教員の質向上方策の抜本的見直し」については、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」中央教育審議会（平成22年6月3日）に諮問。現在、中央教育審議会総会のもとに設置された「教員の資質能力向上特別部会」において審議中。

IV 留学生に対する日本語教育関連施策

<事業>

① (独)日本学生支援機構日本語教育センターにおける日本語教育 (資料2-2, p 8)

【高等教育局学生・留学生課】(H16~)

運営費交付金の内、日本語教育センターに係る分

H24 政府予算案 281 百万円

H23 予算額 288 百万円

日本語教育センター（東京、大阪）において、国費留学生の一部（高専・専修学校）及び外国政府派遣留学生等、大学進学を希望する私費留学生に対して、日本語教育を1年間から1年半実施（入学定員540人）。

※この他、留学生に対する日本語教育施策として、国立大学に置かれる留学生センター等や私立大学に置かれる留学生を対象とした別科における日本語教育への支援や、各大学に置かれる日本語教育施設の共同利用が進むようその拠点となる施設の認定等を実施。（認定校：筑波大学(H22～H26)、大阪大学(H23～H27)）

② 国費留学生制度（日本語・日本文化研修留学生、教員研修留学生）における日本語教育、教育手法等の研修

【高等教育局学生・留学生課】(S54～)
国費外国人留学生制度の内数
H24 政府予算案 187 百万円
H23 予算額 197 百万円

a. 日本語・日本文化研修留学生

海外の大学学部で日本語・日本文化に関する分野を専攻する学生を国費留学生として採用し、日本語や日本文化等に係る1年間の専門研修を実施（平成23年度 約270名）

b. 教員研修留学生

海外の初等中等教育機関の現職教員を国費留学生として採用し、我が国の教育内容や方法論、指導方法、教科教育の深化などについて、日本語予備教育期間を含め1年6ヶ月間の専門研修を実施（平成23年度 約100名）

＜審議会等における検討＞

① 高等教育機関に進学・在籍する外国人学生の日本語教育に関する検討会議

事業仕分けにおいて廃止とされた、法務省が行う在留資格「留学」を取得できる日本語教育機関の告示に際して、（財）日本語教育振興協会の審査・証明結果を参考とすることができるという枠組みに替わる新たな枠組みについて検討し、8月に報告書の第一次とりまとめを行った。現在、最終報告書取りまとめのための検討を行っているところ。

V 大学間交流を通じた日本語教育関連施策

＜事業＞

①日本語・日本文化の世界展開-学生の海外留学による日本語指導支援（資料2-2, p9）

【高等教育局高等教育企画課国際企画室】(新規)
「大学の世界展開力強化事業」等関連事業の内数

海外の大学との間で大学間交流の枠組みを形成し、日本人学生が、現地の学校等において日本語指導や日本文化の紹介活動に従事する取組を支援する。

VI 日本語教育の総合的推進

＜審議会等における検討＞（資料2-2, p11）

① 日本語教育関係府省連絡会議の開催

日本語教育全般に係る政府レベルの取組についての現状を把握するための情報交換等を行う場として、関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催。

【第1回：平成22年7月27日開催】

参加府省（7府省15課室）：内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省（文化庁含む。）、厚生労働省、経済産業省

【第2回：平成22年9月29日開催】

参加府省（6府省15課室）：内閣府、法務省、外務省、文部科学省（文化庁含む。）、厚生労働省、経済産業省

【第3回：平成23年11月21日開催】

参加府省（6府省14課室）：内閣府、法務省、外務省、文部科学省（文化庁含む。）、厚生労働省、経済産業省

② 日本語教育推進会議の開催

<事業>

① 日本語教育コンテンツ共有化推進事業（資料2-2, p 10）

【文化庁国語課】(H23～)

H24 政府予算案 9百万円

H23 予算額 4百万円

平成 23 年度は、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。平成 24 年度は、日本語教育に関する各種コンテンツを共有し、総合的・効率的に活用できるよう、信頼性のある情報を、確実に、かつ効率的に探し出せ、活用できる仕組みを構築する予定。